

奄美大島、喜界島、甌島における再生可能エネルギー 発電設備の接続状況および今後の対応について

平成 24 年 7 月の固定価格買取制度開始以降、離島においても、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー(以下、再エネ)発電設備の導入が急速に進んでおります。

このような中、再エネの導入が進み、当社発電設備の出力を抑制しても電気の供給量が需要量を上回る量(以下、接続可能量)の目安に達した 6 島(壱岐、対馬、種子島、徳之島、沖永良部島、与論島)においては、新規の再エネの事前相談・事前検討・接続契約申込みに対する回答をしばらくお待ちいただくように公表しております。
(平成 26 年 7 月 25 日)

現在、これら 6 島以外の奄美大島、喜界島、甌島においては、再エネ申込みに対する回答を継続しておりますが、申込みが増加する傾向にあります。このため、今後、再エネの申込み量が接続可能量の目安に達した場合には、回答を保留させていただきますので、各島における接続可能量の目安および現在の申込み状況について、以下のとおりお知らせいたします。

接続可能量の目安および再エネ申込み状況(平成 26 年 10 月末時点) 単位[kW]

対象離島	接続可能量(目安)	再エネ申込み量
奄美大島	15,900	13,458
喜界島	1,900	152
甌島	600	450

再エネ申込み量が接続可能量の目安を超過した場合には、別紙のとおり、速やかに回答保留の公表をいたしますが、申込みをいただいた段階で接続が保証されるものではございませんので、太陽光パネル等の資機材や土地の購入のご判断の際には十分ご注意ください。

当社といたしましては、電力の安定供給を前提として、今後も再エネの普及促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(別紙)

離島における再生可能エネルギー発電設備の接続申込みに対する回答保留概要

以 上

離島における再生可能エネルギー発電設備の接続申込みに対する回答保留概要

1 対象離島

奄美大島、喜界島、甌島

2 適用対象

発電設備：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定される全ての再生可能エネルギー発電設備

電圧種別：低圧(注1)、高圧、特別高圧

申込区分：新規申込み（事前相談、接続検討、接続契約）

(注1) ご家庭用の太陽光など低圧10kW未満（余剰買取）を含む

なお、回答保留期間中においても、事業者さまが太陽光・風力発電設備への蓄電池の併設や、バイオマス・地熱・水力発電の出力調整など、昼間に電力を系統へ流さない方策をご提案される場合は、電力の安定供給に影響を及ぼさないことから、個別に協議をさせていただきます。

※上記2の適用対象は平成26年7月25日公表の他の6島と同様です。

3 適用開始日

接続可能量の目安を超過した日

※ 接続可能量の目安超過を確認した場合、事後速やかに公表いたします。

4 回答保留期間

接続可能量の目安超過の公表時にお知らせします。

5 説明会の開催

後日、各島にて説明会を開催いたします。

対象離島	開催日時	開催場所
奄美大島	平成26年12月10日(水) 14:00～15:00	奄美文化センター第2会議室
喜界島	平成26年12月16日(火) 14:00～15:00	喜界町役場集会室兼多目的室
甌島	平成26年12月18日(木) 10:00～11:00	里公民館視聴覚室

以 上